

県立学校校舎警備業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する県立学校校舎警備業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項(別添)を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に書留郵便で入札書を提出することを原則とする。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に書留郵便により提出しなければならない。

4 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日程及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札期限終了時に上記場所にて行うものとする。

3 開札にあたり、出席は要しない。

4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該

入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (3) 期限に遅れた入札
- (4) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札
- (5) 鉛筆書きによる入札書
- (6) 入札の日付がない入札書
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (8) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
- (9) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確である者を除く。）
- (10) 札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (11) 記(1)から(11)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。再度入札書の提出方法は別途指示する。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、第7条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする。

(契約保証金)

第 11 条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第 12 条 契約書を作成する場合には、落札者は、福島県立いわき光洋高等学校長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して 10 日以内に、これを福島県立いわき光洋高等学校長に提出しなければならない。ただし、福島県立いわき光洋高等学校長の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合には、落札者は落札決定後速やかに福島県立いわき光洋高等学校長が指示する請書を提出しなければならない。ただし、福島県立いわき光洋高等学校長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第 13 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前にいて質問することができる。

2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附則

この心得は令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

別紙

入札におけるくじ

競争入札（総合評価方式を含む。）の開札の結果、第1番目又は第2番目の入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

ア 登録番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

（1）登録番号順にくじ番号を付与する。

A社 （登録番号 100980021） …… くじ番号 0

B社 （登録番号 100980142） …… くじ番号 1

C社 （登録番号 100982293） …… くじ番号 2

（2）くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 （くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社 （くじの数 072）

C社 （くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

（3）順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号であるB社

（この方法は工事等入札心得による）